1 中高年齢層の重要性 問題とその重要性

中高年齢層は,青壮年の教育訓練を経て,円熟期にはいり,いわゆる働き盛りであり,家庭としても一家の柱石として前の世代である両親を扶養し,次の世代である子供の教育の責任を負つている時期であつて,国家的にも,社会的にも最も大きな責任をになつている年齢層である。

しかも若年齢層の減少傾向とともに今後中高年齢層に寄せる期待はますます大きくならざるをえない。一方,中高年齢層には,成人病など健康体力の問題が出てくるほか,就職などにおいて,若年齢層に比し,不利な立場に立つことが多く,技術革新,経済成長などに伴う産業構造の変化などに対応しにくいことが少なくない。職場においても技術革新は中高年齢層が永年にわたつて蓄積した技術,経験を無意味とする場合もあり,新しい技術にはむしろ若年齢層の方が適応しやすいといつた問題もある。自営業主の大部分は中高年齢層であつて,所得倍増計画でも自営業主の減少を見込んでいるが,中高年齢層に及ぼす影響については慎重な配慮が必要であろう。

所得倍増計画の「労働力の流動性」を高めるという要請も、その問題の大部分は年齢層でみれば中高年齢層にある。しかも中高年齢層の家庭における地位を考えると、中高年齢層の問題解決は本人のみならず、前世代と次世代に影響を及ぼすところが大きい。

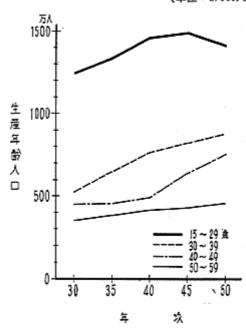
1 中高年齢層の重要性中高年齢層の人口比率の増大

ここ数年60万人をこえた生産年齢人口の増加数は,昭和40年以降80万人程度,45年以降は50万人程度に激減するとされているが,このことは平均余命の延長とも相まつて中高年齢層の比率を増大させる。いま人口問題研究所の推計を基礎に男子の年齢別生産年齢人口の推移をみると第3-1図のようになる。

第3-1図 男子年齢階級別生産年齢人口推計



(単位:1,000人)



資料:厚生省人口問題研究所推計による。

35年以降5年ごとの年齢階級別の増減を求めると第3-1表のとおりである。

第3-1表 男子年齢階級別生産年齢人口増減数

第3-1表 男子年齡階級別生産年齡人口增減数

(単位:1,000人)

	15~	29歲	30~39	40~49	50~59
30~35年		925	1,364	74	304
35 ~ 40		1,368	1,296	392	239
40 ~ 45		300	501	1,343	85
45 ~ 50	_	813	592	1,269	372

資料:厚生省人口問題研究所推計による。

この表によつてみても,29歳以下の増加数が40年以降急激に減少するに反し,40歳から49歳以上人口は急激な増加傾向を示している。

この時期は就業構造が急速に近代化し,雇用者の占める割合が急速に増加する見込みとなつている。雇用者中に中高年齢層の増加することは,今後企業の管理などについても一つの問題を提起することとなろう。

25年から35年の10年間に就業者総数中「雇用者のいない業主」の占める割合は,24.0%から19.5%に,「家族従業者」は34.4%から24.1%にそれぞれ減少を示す反面,雇用者は39.2%から53.7%に著増し,実数においては約1,397万人から2,349万人と約952万人の大幅な増加を示している。

所得倍増計画では,第3-2表のように目標年次においては就業者の66.4%が雇用者となるものと見込んでいる。

第3-2表 昭和45年における就業構造

第3-2表 昭和45年における就業構造

(単位:万人)

		基準年次	目標年次
**	∫総 数	(100.0)4,154	(100.0)4,869
総	個人業主	(23.7)986	(18.4)897
数	家族従業者	(29.9)1,244	(15. 1)737
~	屋 用 者	(46.4)1,924	(66.4)3,235
98	∫総 数	(39.6)1,645	(23.7)1,154
*	個人業主	573	529
第一次産業	家族従業者	995	550
薬	麗 用 者	77	77
多	(総数	(24.2)1,006	(32.2)1,568
宏	個人業主	111	97
第二次産業	家族従業者	66	47
楽	「雇用者	829	1, 424
第	∫総 数	(30.7)1,276	(37.1)1,808
둜	個人業主	297	269
第三次産業	家族従業者	181	138
楽	雇用 者	798	1,401
漢:	∫総 数	(5.5)227	(7.0)339
部公・共	個人業主	5	4
通事	家族従業者	2	2
信菜	雇 用 者	220	333

資料:「国民所得倍増計画」による。

(注)1 国民所得統計の就業者を基礎にしている。

2 かつこ内の数字は構成比を示す。

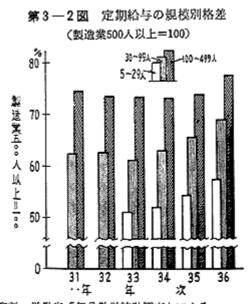
厚生白書(昭和37年度版)

1 中高年齢層の重要性中高年齢労働者の企業規模別賃金格差

わが国経済の特徴として二重構造,規模別格差,年功序列型賃金があげられている。年功序列型賃金は,年齢とともに増大する家族扶養責任に見合つているともみられるが,中小企業では顕著ではない。一方年功序列型賃金の色彩のつよい大企業ではおおむね55歳を中心とする定年制が設けられていて中高年者の生活にとつて大きな問題となつている。

企業規模別による賃金格差は中小企業における初任給の上昇などによつて逐年改善されてきているが(第 3-2図 参照),年齢別にみると20歳から25歳においては95.5,25歳から30歳においては86.7までに達してい るにもかかわらず,40歳から50歳においては59.2,50歳以上では51.1である(第3-3表参照)。

第3-2図 定期給与の規模別格差



資料:労働省「毎月勤労統計調査」による。

第3-3表 製造業の年齢別にみた賃金格差(労働者男子)

第3-3表 製造業の年齢別にみた賃金格差(労 働者男子)

(企業規模 1.000人以上=100に対する規模 10 人から99) 人の比率

	29年	33	34	35	36
総 数	58.8	58.7	57.7	60.5	67.7
18歲未満	80.9	91.2	89.6	100.8	110.6
・ 18~20歳	80.0	83.2	86.0	89. 2	94.2
20~25	76.3	89.2	88.8	89. 9	95.5
25~30	70.0	76.4	77.1	79.0	86.7
30~35	67.8	68.4	68.7	67-1	71.6
35~40	62.7	65.6	65.4	63.8	66.9
40~50	57. 1	58.1	58.7	56.9	59.2
50歲以上	50. 1	50.3	49. 4	49. 1	51.1

資料:労働省「賃金実態総合調査(36年)」「賃金構造 基本調査(33年・34年)」,「個人別賃金調査(29年)」の各年4月および「労働経済の分析(36年)」 による。

1 中高年齢層の重要性 定年制度

中高年齢労働者にとつて一つの大きな問題は,企業におけるいわゆる定年制度である。日経連関東経営者協会が昭和36年3月末現在で400社について実施した「勤務延長者および再雇用者に関する実態調査」によって定年制の状況をみると,定年制度のあるものは400社中387社で96.8%に達する。しかも企業規模別にみると定年制度のない会社は従業者100人未満に1社,100人から299人までで6社300人から499人まで3社,500人以上999人が2社で,1000人以上の大企業はほとんど定年制度を持つている。

定年制の定め方についてみると,一律定年制279社,男女別定年制77社,職員労務者別定年制10社,その他20社である。定年年齢は一律定年制では55歳が248社,60歳21社,その他10社で男女別定年制では男55歳,女50歳41社,男55歳女45歳16社がおもなものである。したがつて男子についてみると387社中303社が55歳であり,職種別などに定年制を定めている場合でも55歳の例は多い。

35年4月から36年3月の1年間における定年到達者には6,575人で定年到達率は0.8%である。定年到達者中361人(5.5%)は勤務延長が認められ,1,427人(21.7%)は再雇用されている。

厚生省が36年4月に実施した後期壮年層調査によつてもこれらの傾向は明らかにみられる(第3-4表 参照)。

第3-4表 企業規模および離職年齢別定年により離職した常用勤労者の割合

第3-4表 企業規模および離職年齢別定年によ り離職した常用勤労者の割合

	総数	50歲未満	50~54歲	55~59	60~64
総 数	44.5	1.1	16.0	75. 4	39. 8
29人以下	18.6	1.2	10.3	37.5	18.2
30~99人	32, 4	_	5.6	57.0	44.0
100~499	45. 1	-	9.8	80.6	46.2
500人以上	65.1	2.1	29.1	93. 7	59. 3

資料:厚生省統計調査部「後期壮年層調査」による。

1 中高年齢層の重要性 失業

ここ数年来の経済成長によつて失業率は低くなつてきているが,年齢別にみると第3-5表に示すとおり失業は中高年齢層に片寄る傾向を示している。34年9月中に失業保険金を受給した者について失業者帰趨調査(労働省35年度)によつて中高年齢失業者の帰趨をみると,第3-6表に示すとおり,年齢とともに失業給付受給期間(離職期間)が長くなり,40歳から49歳男子では84人中58人,50歳以上男子では132人中80人が支給期間を満了している。さらに調査時(35年5月)において就業している者の状況は第3-7表のとおりである。特に前職賃金との比較では,男子の場合20%以上減少した者は19歳以下では18.3%,20歳から24歳では39.8%,25歳から29歳35.4%,30歳から39歳43.6%,40歳から49歳46.3%,50歳以上で52.6%と年齢とともに転職後の条件が悪くなつており,特に50歳以上については30.7%が50%以上の収入減となつている。

第3-5表 年齢階級別失業保険金受給者構成

第3-5表 年齢階級別失業保険金受給者構成 (男子)

_							
		年齡総数	19歳 以下	競 20~29	30~39	40~49	50歲以上
	34年	100.0	4.5	31.8	21.5	13.5	28. 6
	35	100.0	4.0	29.3	21.6	13.4	31.8
	36	100.0	3.7	27.4	23.4	14.1	31.5

資料:労働省「失業保険事業統計」による。 (注) 各年とも7月および11月の総数である。

第3-6表 年齢別にみた失業保険の受給状況

第3-6表 年齢別にみた失業保険の受給状況 (180日 男子)

		総 数	19歲以下	20~24歲	25~29	30~39	40~49	50歲以上
総	数	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	<i></i>	(797)			(163)	(156)	(84)	(132)
所定給付日数	の'小未満の者	25	43	39	25	18	19	7
(うち受給延日	数0の省)	(9)	(22)	(14)	(12)	(3)	(4)	()
所定給付日数	の¹/₂未満の者	29	58	42	26	22	25	10
所定給付日数	の3/3以上を受給した者	63	33	50	64	67	69	88
(うち支給終了	(者)	(48)	(17)	(29)	(45)	(55)	(58)	(80)

資料:労働者「失業者帰趣調査(34年9月)」による。

(注) かつこ内の数字は、受給者数である。

第3-7表 男子雇用者(通勤のみ)として就業している者の前職賃金との変動割合別構成

第3-7表 男子雇用者 (通勤のみ) として 就業している者の前職賃金との変動割合別構成

						総	数	19歲以下	20~24歳	25~29	30~39	40~49	50歲以上
絕	:				数	(88)人(08	(60)人	(186)人	(164)人	(182)人	(95)人	(114)人
						1	00.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
+	. 5	0	96	以	上		3.9	6.7	5.9	3.7	2.2	2.1	3.5
+	- 2	0	~	+	50%		12.5	26.6	12.4	12.2	14.3	5.3	5.3
+	. 5	5	~	+	20		13.7	21.6	10.8	17.7	12.1	12.6	8.8
_		5	~	+	5		11.6	11.7	10.3	11.6	11.5	11.6	14.1
_		5	~	-	20		18.0	10.0	20.0	19.5	16.5	22. 1	15.8
_	2	0	~	_	50		26.4	10.0	30.1	24.4	30.2	30.5	21.9
_	- 5	0%	以	上			14.4	8.3	9.7	11.0	13.4	15.8	30.7

資料:労働省「失業者帰趨調査(35年5月)」による。

1 中高年齢層の重要性 業主層における中高年齢層

昭和35年国勢調査によつて業主層の年齢構成をみると第3-8表のとおりである。雇用者の業主についても、 雇用者のない業主についても約7割が40歳以上で占められていることは注目してよい事実である。

第3-8表 年齡区分別業主別人口

第3-8表 年齡区分別業主別人口

(単位:1,000人)

		絵	数	39歲未満	40歳以上
総	数		9, 687	2,948	6,740
雇用者のある業	主		1,186	418	769
雇用者のない業	主		8, 502	2,530	5,971

資料:総理府統計局「國勢調査(35年)」による。

所得倍増計画は昭和45年における個人業主を897万人と推計しており,基準年次に比し89万人(35年に比較して72万人)の減を見込んでいる。しかし45年は40歳以上の人口が前述したように35年に比し男子のみで約205万9,000人増加する時期であることおよび35年における中高年齢層男子就業人口の50.0%が自営業者であることを考えるとき,中高年齢層に対してこの間にいつそうきめの細かい配慮が必要となろう。しかも40年以降急激な若年齢人口の増加縮小は従来高年齢の業主と若年齢雇用者が特徴とされてきた零細企業に大きな問題を与えることは第6章に述べるとおりである。

1 中高年齢層の重要性 家庭環境と中高年齢層

人は家庭の一員として生まれ,成長し,新たに家庭をつくり,子を育てていくわけであるが,このいわば世代の交代過程を家庭循環としてとらえ,特に年齢との関連においてみようとするものである。親の扶養義務という形で前の世代と交錯し,子の扶養義務という形で次の世代と交錯する。

厚生省人口問題研究所の調査によつて子供2人および3人の場合の家族循環を考えてみよう。妻の平均結婚年齢は出生児数2人の場合は22.8歳,3人の場合は21.8歳である。これに平均男女の結婚年齢差2.9歳を加えたものが夫の年齢となる。夫の平均年齢は子供2人の場合は25.7歳,3人の場合24.7歳となるが,これに出生児の出生間隔を加えてみると第3-9表および第3-10表のとおりである。すなわち2子の場合でも第二子が高校を終えるのが53歳,3子の場合は第三子が高校を終えるのが55歳である。もし大学進学という要素を導入すれば2子の場合には第一子が52歳,第二子が57歳,第3子の場合は第一子が50歳,第二子は54歳,第三子が59歳に大学を卒業することになる。

第3-9表 家族循環(2子の場合)

	第	1	-	子	第	2	•	7
父の年齢29歳	出			生				
34					出			生
36	小	学	1	年				
41					小	学	1	年
42	中	学	1	年				
45	高	校	1	年				
47					4	学	1	年
48	高	***	٤	卒				
50					高	校	1	年
53					高	8	ξ	卒

第3-9表 家族循環(2子の場合)

第3-10表 家族循環(3子の場合)

第3-10表 家族循環(3子の場合)

	第1子	第 2 子	第3子
父の年齢27歳	出生		
31		出生	
34	小学1年		
36			出生
38		小学1年	
40	中学1年		
43	高校1年		小学1年
44		中学1年	
46	高校卒		
47		高校1年	
49			中学1年
50		高校卒	
52			高校1年
55			高校卒

人口問題研究所の推計の基礎となつたのは32年の調査であるが,当時に比べると35年の初婚年齢は夫27.7歳,妻24.4歳と高くなつている。高校,大学ともに何の故障もなく進学,卒業するとして上のようなことになるのであるから,万一病気のための休学,浪人期間などが1,2年あるとすれば,第一子はいずれの場合でもかろうじて大学を卒業させられるにせよ,第二子以降は55歳以後の問題となる。結婚年齢がおそく,あるいは第一子の出生が結婚後期間のある人にとつては55歳以後に重い教育費負担がかかることが予想される。かような人々は55歳になつた人の半数はあるとみなければならないのである。

さらにこの家族循環をそのままかりに一代前にさかのぼらせてあてはめてめると,3人兄弟の場合第一子で55歳となつた人は83歳の父または80歳の母を持つこととなり,2人兄弟の場合は第一子は85歳の父または83歳の母を持つこととなる。3人兄弟の場合は38歳,2人兄弟の場合は40歳以後で70歳以上の両親の扶養責任の全部または一部を引き受けることとなる。

中高年齢層の生活の安定および老後の所得保障という問題は,中高年齢層,老齢者自体の福祉のためにはもとより,深く次代の国民の育成,人づくりに密接なつながりをもつことが以上の事実からも知られるのである。

1 中高年齢層の重要性 人口移動と中高年齢層

今後の就業構造,産業構造の変化,技術革新などに対応するため,労働力の流動性を高めることを所得倍増計画はくり返し強調しているが,若年齢層は通常高い流動性をもつから,この問題は大部分中高年齢層の流動性を高めることに置きかえてもよい。このことは家庭の立場からいつて,先の家族循環にみたように最も重要な時期である中高年齢層が本人および家庭の福祉の見地のみでなく,経済成長,地域開発,地域格差是正の面からもきわめて重要な関連をもつことを意味するものである。

いま人口の移動と中高年齢層の関係を考えてみよう。人口の地域間移動は,いわば所得水準の平準化運動であるが,移動人口の年齢構造を昭和35年国勢調査の「1年前の常住地」の1%抽出集計結果によつてみれば,第3-11表のとおり,15歳から29歳のものが64.6%すなわち2/3を占め,30歳以上の年齢においては急激に減少している。

第3-11表 1年前の常住地別人口の年齢構造

第3-11表	1年前の常住地別人	口の年齢構造
--------	-----------	--------

						男				女			
				. ,	総	数	現住所	府県内	他府県	総 数	現住所	府県内	他府県
総		数				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1		~		14歲		29.9	31.2	18.4	11.0	27.8	28.6	18.0	14.0
15		~		19		10.4	9.6	13.4	26.7	9.8	9.2	13.6	26.2
20		~		24		9.1	8.1	17.3	22.8	9.0	7.9	21.6	22. 3
25		~		29		9.1	8.3	19.1	15.5	8.8	8.2	17.8	15.0
30		~		39		14.5	14.4	17.5	12.9	15.0	15.1	14.6	11.3
40		~		49		10.1	10.4	6.8	6.0	11.4	11.8	6.6	4.
50		~		59	5	8.6	9.0	4.6	3.2	8.6	9.0	4.0	2.9
60	歳	以	Ŀ	٠,		8.4	9.0	2.9	1.8	9.7	10.2	3.8	3. 4

資料:総理府統計局「国勢調査 (35年)」による。

新規就業またはよりよい就業を求めて地域間移動が行なわれるのであるが,前述の中高年齢層の就職難を 反映して,中高年齢層の地域移動は急激に減少するのである。かように人口の地域間移動の多くの部分を 若年齢層で占めているということは,逆にいえば成長率の低い地域に中高年齢層の占める割合がいつそう 増大するということである(第3-12表参照)。

第3-12表 地域別労働力人口の年齢別構成

第3-12表 地域別労働力人口の年齢別構成

	総数	15~19歳	30~44	45~59	60歲以上
全 国	100.0	39. 2	31.5	20.9	8.4
6 大都府県	100.0	47.3	28.6	18.2	5.9
その他の県	100.0	35.5	32.9	22.2	9.5

資料:総理府統計局「国勢調査(35年)」による。

第3-13表に示すように労働力人口の年齢階級別割合の変化を産業部門別にここ10年の推移をみても部門別中高年齢層の占める割合には大きな変動がみとめられる。たとえば農業についてみれば,1950年から1960年までの間に40歳以上人口は44.2%から52.1%に増加を示している。

第3-13表 産業部門労働力人口の年齢階級別割合の変化

第3-13表 産業部門労働力人口の年齢階級別割合の変化

		総 数	15~19线	20~24	25~39	40~59	60歲以上
第一次	[1950年	100.0	14.0	13.7	28. 6	31.7	12. 1
	1955	100.0	9. 2	12.6	31.5	33.3	13.3
産 業	1960	100.0	5. 5	9. 1	34.3	35.5	15. 6
	1950	100.0	13.8	13.5	28. 5	31.8	12.4
(農業)	1955	100.0	9. 1	12.4	31.3	33.6	13, 8
	1960	100.0	5. 3	8.6	33.8	35.9	16.2
第二次	1950	100.0	18. 1	18.3	34.9	25.6	3.0
	1955	100.0	16.0	20. 1	34.8	25.8	3.3
童 業	1960	100.0	16.6	18.3	36.5	24.8	3.8
	1950	100.0	19. 7	18.5	34.9	23.9	5.0
(製造業)	1955	100.0	18.3	20.3	34. 1	24.0	3.1
	1960	100.0	19.7	19.9	34.6	22.6	3.2

資料:総理府統計局、「国勢調査」による。

かように成長率の低い地域,産業に中高年齢層が残存していくという事実は,所得格差,地域格差是正の見地から見逃すことができない。中高年齢層が労働市場において不利な立場にある現状においては,中高年齢層の多い低所得地域,低所得産業を対象として所得の向上を図るためには,産業政策,労働政策のほか保健,社会保障など総合的な対策が必要であろう。

1 中高年齢層の重要性 中高年齢層問題へのアプローチ

中高年齢層一般の所得および生活水準が適切な総合的施策によつて経済成長とともに安定しつつ向上することを厚生行政として強く期待するころであるが,厚生行政の立場からは一つは保健および体力の向上から,一つは社会保障制度としての児童(家族)手当制度の実施という面からその解決へアブローチしたい。

中高年齢層が年功序列型賃金,終身雇用制度によつて守られている限りはおおむね経済成長とともに生活 水準の向上を図ることができるが、一度このわく外に出た場合において、種々の困難に直面していることは 前述のとおりである。かような困難に直面しなければならない理由は,わが国の社会経済機構に深く根ざ していて容易に打開しえないことはいうまでもないが、理由の一つが中高年齢層の健康にあることは間違 いない事実である。後期壮年層調査によつても第3-14表のとおり最も長く勤めていた職業を離れた理由 のうち傷病によるものが50歳未満では23.2%,50歳から54歳で22.4%,55歳から59歳9.5%(この時期は定年 制の影響があるため、傷病の割合が低くなる。),60歳から64歳が24.3%である。さらに定年制の設けられ ている理由の一つも労働能力の減退であろうし,再就職の場合において不利となる理由の一つも同様であ ろう。体力の相違を国際的に比較するデーターも方法もいまだに確立していないが,そぼくな実感として たとえば国際会議に出席した日本人が欧米人のタフさに驚嘆して帰ること,工場を見学した者が中高年労 働者が若年に比しいささかの見劣りもみせず働いている姿を見て感銘を受けることから,特に中高年齢層 において欧米人に比して体力に格差があることは否定できない。中高年齢労働者の割合が多くなり,単位 時間当たりの賃金水準が西欧に接近すれば,中高年齢労働者の体力したがつて労働能率は,企業の国際競争 力のうえからも重要な意義をもつこととなろう。したがつて中高年齢層の疾病を予防し,死亡を防ぐこと はもとより、積極的に健康を増進し、能力の保持に努めるならば、中高年齢層問題に一つの光明を与えるであ ろう。

第3-14表 年齢階級・離職理由別最長期離職者の状況

年齢階級・離職理由別最長期離職者の状況

			40	**		定	年		制		the eta		AA.	206
			総	数	総	数	規	定	慣	行	傷病	老	齡	その他
総		数		100.0		30.6		23.6		7.0	17.		9.8	42.5
50	烖 :	未 満		100-0		1.0		0.2		0.7	23.	2	0.2	75.6
50	~	54竣	ļ	100.0		9.9		4.1		5.8	22.	6	7.3	60.4
55	~	59	ĺ	100.0		59.6		49.1		10.5	9.	5	9.7	21.2
60	~	64		100.0		17.0		10. 1		6.9	24.	<u> </u>	31.6	27.1

資料:厚生省統計調査部「後期壮年層調査(36年)」による。

第3-14表

第二には,さきに家族循環表でみたように中高年齢層における家庭維持の負担の増大である。この負担の増大は一つは自分と親との循環であつて,この年齢層に親の扶養責任を果たさなければならない人が多いことであり,もう一つの循環は自分の子供との循環であつて,中高年齢層において2子以降の負担が大きくなつてくることはすでにみたとおりである。親の負担については年金制度の充実によつて対処しなければならないが,子供の扶養については別個の対策を考えなければならない。最近各方面においてわが国の賃金体系のいわゆる年功序列型から職務給への切替えが検討されており,所得倍増計画においても職務給

厚生白書(昭和37年度版)

への転換が勧告されているが,現在の年功序列型賃金は年とともに重くなつていく子女扶養責任に対応しており,その意味においては社会保障的機能を営んでいるわけである。定年制の存在理由にはいろいろな理由があろうが,年功序列的色彩の強い賃金体系では,高年齢層に引き続き高給を支給し,あるいは昇給させなければならず,労務費が逐年上つていくという企業経理上の理由もその一つであろう。職務給はこの意味では定年制を撤廃し,または定年々齢を引き上げることを容易にするが,社会保障制度すなわち児童(家族)手当制度によつて補わなければならない。

また年功序列型の特色は,小零細企業においては大企業に比較すればあまり強くない。このことが全般的には企業規模別の賃金格差が縮小していながら,中高年齢層については縮小の幅がそれほど大きくない理由である。このギヤツプについてはやはり児童手当制度によつて補つていかなければならない。さらに農業,自営業はいわばまつたく職務給の体系である。なお昭和42年以降の若年労働力増加傾向の急激な縮小と高校進学率の上昇は,多く中学卒業の若年労働力に依存してきた小零細企業に今日以上の求人難をもたらし,中高年齢層の増加は労務費の増加を招くというジレンマをもたらすこととなろう。児童手当制度は中小企業を安定させつつ中高年齢層の就職を容易とするであろう。

第3章 中高年齢層の問題 2 健康と体力の増進 死亡率

まず健康状態を最も端的に示すものとして死亡率を取り上げてみたい。昭和36年における年齢階級別死亡率は次の第3-15表のとおりである。

第3-15表 年齢階級別死亡率(人口10万対)

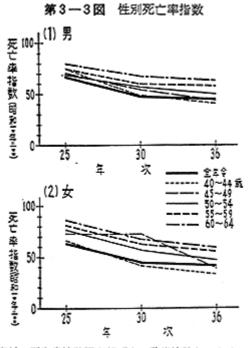
第3-15表 年齡階級別死亡率(人口10万対)

		(304)				
	全年齡	40~44歲	45~49	50~54	55~59	60~64
総 数	7.4	3.3	5.1	8.0	13. 1	20.0
男	8.0	3.9	6.1	9.7	16.5	25.3
女	6.7	2.8	4.1	6.4	9.9	15.0

資料:厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

また各年齢階級とも死亡率は減少しているが,中高年齢層における死亡率の減少は他年齢には及ばない(第3-3図参照)。

第3-3図 性別死亡率指数



資料:厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

わが国も死亡率では世界でも最も低いグループにはいつてきたが,年齢構成の違いを考慮した訂正死亡率

厚生白書(昭和37年度版)

(人口1,000対)では,1959年日本6.9,西ドイツ6.2,イングランド・ウエールズ5.6,フランス5.7など,なお改善の余地があることを示しており,各年齢階級別にみてもなお改善の余地があるが,中高年齢層についてみると第3-16表のとおりであつて,今後とも努力の余地は大きい。

第3-16表 年齢階級別死亡率(人口1,000対)の国際比較

第3-16表 年齢階級別死亡率(人口1,000対)の国際比較 (1960年)

							(2000	,,,								
	日		本	西	西ドイツ			イングランド・ ウエールズ			フランス			スエーデン(1959年)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
全年齢	(6.9) 7.6	8.2	6.9	(6.2) 11.4		10.3	(5.6) 11.5	12.2	10.9	(5.7) 11.4	12.0	10.9	9.5	10.0	9.0	
40~44歳	3.5	4.1	3.0	2.8	3.4	2.3	2.6	3.0	2. 2	3.1	3.9	2.3	2.1	2.3	1.9	
45~49	5.3	6.3	4.5	4.5	5.5	3.7	4.3	5.2	3.4	5. 1	6.6	3.6	3.4	4.1	2.7	
50~54	8.4	10.2	6.7	7.2	9.5	5.3	7.2	9.2	5.3	8. 1	11.0	5.3	5.3	6.3	4.4	
55~59	13.3	16.8	9.9	12.0	16.3	8.3	12.2	16.7	8.0	12. 2	16.9	7.7	8.7	10.5	6.9	
60~64	21.0	26.4	15.8	19.6	26.9	14.0	19.6	27.5	13.4	18.2	25.6	12.0	14.0	16.6	11.6	

資料:厚生省統計調査部「人口動態統計」および「Demographic Year Book 1961」による。 (注) かつこ内の数字は訂正死亡率である。

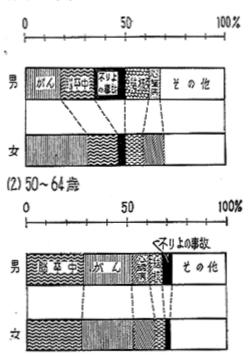
60歳から64歳についてはスエーデンを除き,各国とも接近しているにもかかわらず,40歳から59歳は日本は目だつて高く,スエーデンがきわだつて低い。第3-16表のとおり年齢が進むに従つて死亡率が高くなるのは当然であるが,ここで注目すべきことは男と女との間でほぼ5歳近くの開きがみられることであろう。

40歳から64歳の死因別死亡割合は第3-4図のとおりである。すなわち男女とも脳卒中,がん,心臓病を合わせると40歳代で死亡者の約48%,50歳代で63%に達しておりまさに3大死病といつてよいわけである。これに比べると結核や不慮の事故(女では不慮の事故より腎臓炎の方がやや多いが)は割合は低いが,特に交通事故などの不慮の事故は,社会機構や社会環境の不備によつて突発的に引き起こされることが多く,しかも漸増の傾向にあるので特に注目する必要がある。

第3-4図 死因別死亡割合

第3-4図 死因别死亡割合

(1) 40~49 总

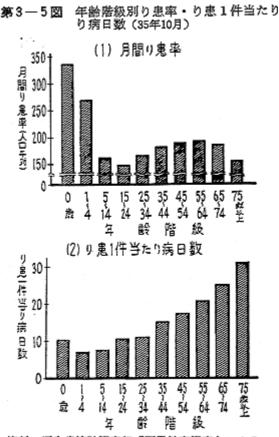


資料:厚生省統計調査部「人口動態統計」によ る。

第3章 中高年齢層の問題 2 健康と体力の増進 健康状態

人間の生理機能は年齢とともに変化するものであることが知られている。まず運動機能は20歳過ぎを頂点として漸次低下するし,生殖機能は20歳の半ばを頂点とし,以後40歳までに急激に衰えていく。また活動力の源泉である身体の新陣代謝は出生直後を最高とし,20歳前後から安定期にはいり,80歳をこすと目だつて衰える。しかるに精神機能は中年期である40歳に至つても上昇を続け,70歳に至るまで持続するものとされている。次に国民健康調査によつて疾病発生の状況を若年者と比較してみると第3-5図のとおりである。月間のり患者は0歳から4歳の乳幼児期を除けばいずれも年齢の進むに従つて高率となつている。さらにり患1件当たり病日数で比較してみると,1歳から4歳の7.0日に比し35歳から44歳で14.9日,75歳以上では31.1日以上となつており,やはり年齢の進むに従つてり病期間が延長している。つまり一度発病すると若年者に比べて直りがおそく,長期間り病していることが明らかであり,中高年齢層に慢性疾患の多いことを単的に物語つている。

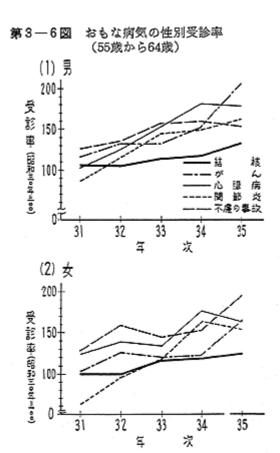
第3-5図 年齢階級別り患率・り患1件当たりり病日数(35年10月)



資料:厚生省統計調査部「国民健康調査」による。

さらに55歳から64歳の者が病院,診療所で受診している状況を患者調査によつて30年以降のおもな傷病の動きについてみると 第3-6図のとおりである。傷病全体について受診率が増加しているのに加えて,がんによる受診が急激に増加している点が特に注目される。そのほか心臓病による受診も漸増しているが,結

第3-6図 おもな病気の性別受診率



資料: 厚生省統計調査部「患者調査」による。 (注)1 主として心臓病で他の循環器系の病気を含む。 2 主として関節炎で他の骨や関節の病気を含む。

第3章 中高年齢層の問題 2 健康と体力の増進 成人病

近代生活は,見方によつてはストレス,不節制,過労,あるいは公害による被害の連続であり,毎日毎日の生活は生命力を不必要にすり減らしているともいえるのである。中高年齢層の身体的諸条件は年を重ねるとともにしだいに低下し,各種の慢性疾病を引き起こしやすい素地を醸成しているのである。これらを予防し,生命の充実を図り,活動的な老年にまで導くことが今後の公衆衛生行政に課せられている重要な課題の一つである。

中高年齢層の保健を公衆衛生の課題としては握する場合,以下に述べるような配慮が必要となる。まず成人病に代表される慢性疾患は長期間を経過するうちに体内外の諸条件の影響を受けて漸次悪化する疾病であるので,毎日の生活における環境的諸条件との相互作用が重視されなければならない。たとえば英国なかんづくイングランド・ウエールズが保健問題上の特色として中高年齢層の慢性気管支炎の多発に悩まされていることは周知の事実であるが,その素地として地理的環境に加えて工業的先進地域であることが重要な意味をもつことは明らかであり,低湿工業地域型の疾病の一つに数えられている。日本の中高年齢層における胃がん,脳卒中の多発も,英国における慢性気管支炎の場合と同様,地理的産業的条件との関連においては握さるべきは当然であるが,日本の風土,生活慣習あるいは産業立地などの諸条件のうち何が最も強い因子であるかいまだ全面的に解明されたわけでなく,今後すみやかに研究,究明さるべき事がらとして残されている。このように個々人が自己の健康に留意することのみではいかんともしがたい環境因子の改善については,国および地方公共団体の積極的関与および企業の協力にまたねばならぬのである。

また成人病は発生原因に未解明の点が多く残されており,発病の機序も明らかでないので,ポリオやジフテリアにおける予防接種のごとく病気の根本原因を除去しようとするいわゆる第一次予防が目下のところ困難な状況である。非伝染性慢性疾病である成人病の予防の具体的実行については,集団のは握のしかた,集団検診の術式など,従来結核などについて行なわれてきた方式とは異なつた方式が考案さるべきであるかも知れないし,長期間の継続的な観察と指導をその内容とする健康管理的な要素をじゆうぶん加味する必要がある。

がんは別として,脳卒中,心臓病などは症状が安定してしまうと目だつた医学的治療を必要としなくなつてしまうので,慢性患者として放置され,しだいに人目につかなくなり,逐には徐々に衰えていくにまかされる傾向にあり,家庭における成人病患者の処遇は適切であるとはいいがたかつた。しかるに現在の医学はすでにひと昔前なら不治とされたこれらの疾病に対しても残存する身体的機能を最大限に回復し,じゆうぶん社会生活を営み,また職業生活に復帰しうるまでにする技術を開拓しているのである。問題はこの技術をいかなる手段によつて採用し,一般国民に普及するかにかかつている。

以上の諸点を考え合わせると,今後の成人病対策の方向は,環境因子の改善,疾病の予防から早期発見,早期治療,リハビリテーションまでを含めた総合施策として一貫した方針に従つて実施さるべきであることは明らかである。

これらの問題について医療対策上の課題は,第一に成人病の適正な診療を行なう専門病院などの整備である。成人病の適正な診療を行なうためには,高度な施設設備と専門的な訓練を受けた医師その他の医療技術者が必要である。またこの疾病の医学的な特性とこれによる死亡の85%程度が医療施設外で死亡している現状から病床の整備が必要であり,これらの点から成人病の高度の診療を行なう専門病院の整備と,一般総合病院のこの面における機能の強化を図ることが要請されている。このためがんについては,国立がんセンターが東京に設置され,全国の中心的な施設として高水準の総合的な診療および研究ならびに医療

厚生白書(昭和37年度版)

技術者の養成などを行なうことになつたのであるが,今後引き続き数都道府県のブロツクの中心的な役割を果たす地方がんセンター,各都道府県の中心的な役割を果たす都道府県がん診療施設の整備を行なう必要がある。

一方脳卒中,心臓病については,これらが死因順位の第一位と第三位を占めているにもかかわらず,総合施策の中心となるべき母体がじゆうぶん整備しておらず,このため調査研究,集団検診,集団健康管理,治療およびリハビリテーンヨンの総合的推進という点において迫力を欠くうらみなしとしない。すでに大阪府を始め,2,3の府県でその専門病院が設置されており,国公立の基幹病院などにおいても各種成人病の専門クリニツク数年前より強化されているが,今後技術面においても財政面においても国の積極的な指導援助を要望する声が高まりつつある。

第二の課題は中高年齢層の結核,精神病以外の慢性疾患の患者,回復期の患者,虚弱者などを収容する特殊の医療施設の整備である。従来わが国においてはこれらの慢性疾患の比較的重症の者や回復期の患者は,本来は急性患者を収容すべき一般病院に収容され,また比較的軽症の者や虚弱者は,自宅で療養する場合が多かつた。しかしながら慢性疾患の患者や回復期の患者を一般病院に収容することは,その診療の内容,費用,病床の効率的使用の面から適当ではなく,また比較的軽症の患者や虚弱者の中には収容治療を必要とするものが少なくない。このため諸外国にみられるようにこれらの者を収容する専門医療施設を整備することが要請されている。

さらに,次の課題としては,リハビリテーション施設の早急な整備を図ることである。リハビリテーションは疾病の治療の過程において機能的,精神的,経済的な回復を図り,社会復帰を促進するために必要な手段である。欧米諸国においてはすでに数十年前から医療の一環として外傷による疾患のみならず,脳卒中,心臓病などの疾病の医療にさいしても,本格的にこれが実施されているが,わが国ではわずかにし体不自由者など整形外科の領域の患者に行なわれているにすぎず,患者の健全な社会復帰を進めるうえの大きな障害となつている。したがつて各種基幹病院のリハビリテーション機能の強化を図るとともに,全国の枢要の地に高度のリハビリテーションセンターを整備することが今後大きな解題となる。

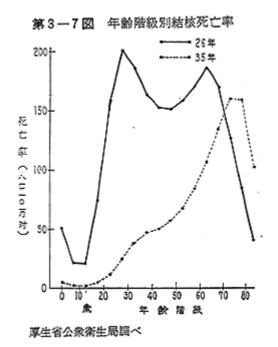
中高年齢層の健康を守るための医療対策としては以上のようなものが考えられるが,基本的には成人病が日常の生活態度と密接な関係があることから,国民の自発的なしかも組織的な努力が必要であることを忘れてはならない。たとえば年齢による諸機能の変化に応じた食物摂取,スポーツなどの生活諸条件を保つことが身体の老化速度をおそくし,成人病発生の予防に役だつのであろう。

第3章 中高年齢層の問題 2 健康と体力の増進 結核

青年層を侵す疾病であつた結核は,しだいに成人ないし老人の疾病になりつつある。健康診断,予防接種が徹底して行なわれ,国民の生活水準が向上するにつれて青少年層の結核は著しく減少しているが,中枢神経系の血管損傷,心臓疾患などとともに30歳台以上のひん度の多い疾病となつている。また一度発病すれば長期の療養を必要とすることは昔と変わりなく,特に中高年齢層の人がり患したときは,その家族の生活を脅かし,家庭生活に重大な影響を及ぼすことも考えられる。

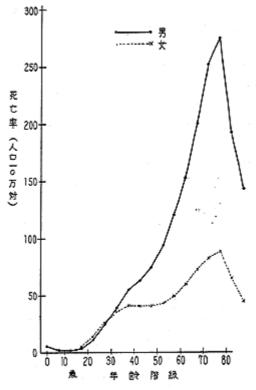
結核による死亡率は昭和36年初めて人口10万対30を割り29.4となつたが,年齢階級別の死亡率は10年前の26年と比較すると,まつたく様相を異にし,若年層の減少が著しく,明らかに中高年齢層の疾病であることを示している。特に男女別の年齢階級別では男に高年齢層の死亡率が目だつて高くなつている(第3-7図および,第3-8図参照)。

第3-7図 年齢階級別結核死亡率



第3-8図 性・年齢階級別結核死亡率

第3-8図 性・年齢階級別結核死亡率



厚生省公衆衛生局調べ

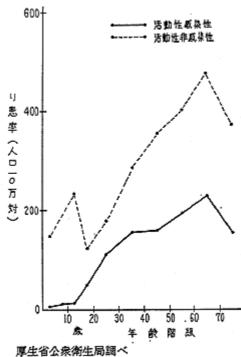
死因順位からみると男の30歳台は不慮の事故に次いで第二位,40歳台になると成人病が現われてくるため第三位,50歳台で第四位となるのに対し,女では25歳から34歳まで結核が第一位を占め,44歳まで第二位,45歳から64歳まで第四位にある。

これら死亡者が発病から死亡に至るまでの期間は数年前に比べ3ないし4倍に伸びているため,その間病床にあり医療を受けるために失われるいろいろの損失は計り知れないものがある。特に患者が中高年齢層である場合は家計の中心者であることが多いから問題は深刻である。

年齢階級別のり患状況も死亡率と同様に、中高年齢層に移るに従つて高くなつている(第3-9図参照)。

第3-9図 性・年齢階級活動区分別結核り患率

第3-9図 性・年齢階級活動区分別結核り患率



化学療法,外科療法の発達により早期病変に対する治療効果はみるべきものがあるので,結核が中高年齢層 の疾病であることの自覚を促すとともに,健康診断の励行によつて早期発見に努めることがますます重要 であるし、一方結核にり患することによつて就職の機会を失つたものに対する社会復帰の施策面において も中年齢層以上の問題として解決の方向を求められている。

第3章 中高年齢層の問題 3 児童手当制度 児童手当制度をめぐる動き

社会保障制度審議会は、「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において支出の増加の原因となる事故に対する措置の一環として児童手当制度にふれ、「多子による貧困を防止するための施策は長らく放置されてきた。母子福祉年金の創設が契機となつて、生別母子家庭などに対する児童扶養手当制度が始められたけれども、これだけでは多子による貧困化を防止しがたく、西欧諸国に対して大きな立ちおくれがある。いまや、本格的な児童手当制度を発足させるべき時期であろう」とし、その内容については、「雇用構造の変化からみて、まず被用者に対する社会保険として発足させる。全国民に実施するのは次の段階であるが、被用者以外の国民のうち一定所得以下の者については被用者と同時に実施すべきである」とし、さらにその所要財源については、「被用者を対象とする制度では事業主の負担が中心となり、被用者以外の国民でその所得が一定以下のものに支給する児童手当の財源は国庫負担によるべきもの」としている。

国会においては,たとえば第39回臨時国会における児童扶養手当法の審議に際して,「政府は児童手当又は家族手当につき世界の諸情勢を研究しながら将来これが実現につき努力すること」という決議が衆議院社会労働委員会で行なわれた(参議院社会労働委員会においても同趣旨の決議が行なわれた)さらに第40回国会においても,衆議院社会労働委員会で同法の一部改正案に関して,「政府は児童手当制度が世界の多くの国で実施されている状況にかんがみ,同制度につき可及的すみやかに検討を終え,これが実現につき努力すべきである」旨の付帯決議が行なわれている。

政府としても,この問題の検討に着手するため,36年5月17日古井厚生大臣の発議により厚生省の児童福祉 審議会に児童手当部会を設け,検討を進めることが閣議で了解され,さらに37年度予算においては約500万 円の児童養育費調査が認められ,児童手当制度の基本的資料を求めることとなつている。

なお,国民所得倍増計画においても,「年功序列型賃金制度の是正を促進し,これによつて労働生産性を高めるためには,すべての世帯に一律に児童手当を支給する制度の確立を検討する必要があろう」としている。

第3章 中高年齢層の問題 3 児童手当制度 児童手当と家族手当

児童手当制度は家族手当制度といわれることもあるが、児童といい、家族といつても、結局は児童そのもの家 族そのものではなく,社会の構成単位としての家庭全体を問題としている点で共通であつて,名称の問題に すぎない。現在の賃金体系において,家族給として扶養家族の数に応じて1人400円程度支給されるものが 時に家族手当といわれることもある。賃金の一部としての家族給との相違は,児童手当制度が社会保障の 一環として社会的に組織化され、国家の手により直接かまたは法律によつて設けられた制度によつて支給 される点で相違しており、またその額においてたとえ児童の扶養費を全部カバーすることはできないにせ よ、少なくとも相当の部分をカバーするものである点で、たとえば月1人当たり400円というような名目的な ものとは相違する。わが国の賃金体系の特徴といわれる年功序列型賃金は,初任給の時代は独身であるが, 年齢を重ねながら結婚し、子供が生まれ、さらに子供の養育費がかさんでいくことに見合つているのであつ て、この意味では実は児童手当制度は本質的には家族給でなく本俸の方に関連しているのである。 なお家 族給の場合は、わが国の家族制度のなごりとして家庭内にとどまる父母、祖父母、兄弟姉妹、その他のえん者 を対象としていることと関連して,児童手当制度よりは家族手当制度の方が家族給のように支給範囲が広 いという考え方があるかも知れない。しかし児童手当制度は最も進んだ社会保障制度として,老齢年金制 度その他の所得保障制度を前提としており、上の例でいえば父母、祖父母は老齢年金、兄弟姉妹などは、ある いは失業保険あるいは遺族年金などによつて解決されるべきものであつて,これらの制度がいまだじゆう ぶんでないことから児童手当制度でもつてカバーしようとするのは他の所得保障制度の発展を真に進め るゆえんではない。

3 児童手当制度 諸外国における児童手当制度の発展

児童手当制度は,第二次大戦後急速に普及した社会保障の新しい部門であつて,1940年には7か国にすぎなかつたが,1948年には27か国,1958年には38か国,1961年には60か国が採用するに至つている。

児童手当制度の歴史のうちで,その発展に最も貢献した国としてフランスおよびベルギー,第二次大戦中ビバリツヂ報告をまとめ,戦後社会保障制度の一環として家族手当制度を実施したイギリスおよび賃金理論の発展によつて児童手当制度の理論的基礎をつくつたオーストラリアをあげることができる。

社会保障各制度の歴史のうえにおいて,健康保険がドイツ,失業保険制度がイギリスに創設の栄誉が与えられるとすれば,児童手当制度はフランスおよびベルギーのラテン系国民にその栄誉が与えられるようである。

各国における児童手当制度の発達のうえにおいて注目すべきことは,制度が発展した時期,普及および給付改善の時期が経済的に困難の時期すなわち,第一次大戦後1929年ごろおよび第二次大戦後の時期と一致していることである。たとえば,フランスおよびベルギーで家族手当の任意的な平衡基金制度が設けられたのが1920年および22年であつて,物価の急騰が家庭に大きな衝撃を与えた時期である。イタリアで工業労働者に対して強制的な児童手当制度が創設されたのは,1934年において労働時間が週48時間から40時間に短縮され,これによる収入減が同じく家庭にショックを与えた時期であるし,フインランドにおいて1927年に家族手当制度が設けられたのも同様の時期であつたし,オーストラリアにおいて適正賃金論争を引き起し,ニューサウス,ウェールズ州で,1927年において国による児童手当制度を創設したのも同様の時期であつた。

第二次大戦後においても,1951年においてオランダが自営業者に対する児童手当制度を導入したのも戦後の経済的苦難を救うためであつたし,1944年においてスイスが農業労働者および山岳農家のために児童手当を支給する制度を設けたのも同様の時期であつた。

これらの時期は,いずれも家族持ちの世帯にはいつそう経済的な苦痛を与えるとともに,20世紀社会法制のうえで特徴とされる家庭を社会の最少構成要素として,家庭全体を1単位としては握しようという考え方を強めたのである。

1953年,ISSA(国際社会保障協会)総会における児童手当法制についての報告者フランス家族手当組合連合会長ローラン・レベル氏は,53年当時までの発展を概観して,「家庭の保護という観念は最近の発展の所産であつた。社会的事故に対する保障は,漸次個々の個人の保障という観念からかような社会的事故によつて影響を受ける家族グループへの保障という方向に進んできている。そして最近では個人に対する保障は同時にその被扶養者をもカバーしなければならないと考えられてきた。家庭の保障という特別の問題があるという認識は最近のことであつて,家庭の保障ということは,その安定性を保証するための物質的条件をつくり各家庭にじゆうぶんな基礎的収入を確保することを意味する。社会保障制度のうちで児童手当制度は,家庭の収入はある個人の労働力(同一労働同一賃金による)の評価による収入のみではなく,少なくとも一部はその家庭が負担しなければならない費用を考慮した収入が伴わなければならないという信念の表明である」としている。

ビバリツヂは戦前行なわれた社会調査の結果を分析した結果,「貧乏線以下の窮乏の状態にあるものの相当部分が失業,老齢,廃疾などの稼得能力の喪失または中断に起因しており,残りの大部分は家族数と収入がアンバランスのためかのいずれかである」として,「前者には国家保険を拡充して通常起こり得べき事故

厚生白書(昭和37年度版)

について全国民を対象とし、給付額を引き上げて生活費をまかなうに足るようにすべきであり、後者に対しては児童手当制度を設けるべきこと」を主張した。さらにビバリツヂは、「賃金は少なくとも妻と第一子をカバーすべきであり、かつ児童手当制度は親の児童に対する扶養責任を国が肩代わりするという意味ではなく、親の努力を援助し、激励するという意味で設けられる。換言すれば国と両親との協力関係を明らかにするという意味から第二子以降の子に対して支給すべきである」としている。

児童手当制度の国際的な動きとしては、1944年にILOの所得保障に関する勧告(フイラデルフイア宣言)において、「社会は、被扶養者たる子女の福利を確保することを目的とする一般福祉措置を通じて常に両親と協力しなければならない」とし、そのため「子女手当を両親の所得いかんにかかわらず、子女の生活維持費に実質的に寄与すべき所定率の表に従つて支払い、比較的に高い年齢の子女の生活を維持する費用の増加を考慮すべきこと」を明らかにしており、さらに1952年「社会保障の最低基準に関する条約(102号)」においても、第七部として家族給付の一章を設け、「すべての被用者の50%以上またはすべての住民の20%以上を構成する所定の階層の経済的稼働人口などを対象とし、その支給する総額は、所定の普通成年男子労働者の賃金の3%にすべての被保険者の子の総数を乗じたもの、または前掲賃金額の1.5%にすべての住民の子の数を乗じたものでなければならない」としている。

一方1SSAにおいても,1949年において,「社会保障による母および児童の保護に関する決議」において, 「特に採用が望まれる児童手当制度は,家族扶養の責任ある人々の生活水準が,各国の事情に応じて,ノーマ ルにできるようじゆうぶんでなければならない」としている。

1952年の総会においては前掲レベル氏を児童手当制度の報告者として指名し,1953年の総会においては同氏の報告を採択したうえ,「会員は,本報告に示された一般原則に基づき,1949年の決議を実施に移すようあるゆる努力をすべきである」旨の決議を行なつた。この総会の際設置が決議された専門家委員会は,その後も研究を続け,総会のたびに貴重な報告を提出している。

さらに1959年11月20日国連総会において採択された「世界人権宣言」と並んで国連の二大宣言といわれる「児童権利宣言」においては、その第六条において、「子供の多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい」とし、「幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない」旨の規定を設けている。前者は直接に児童手当制度を勧告したものであり、後者は必ずしも経済的な意味のみに限られないにせよ、経済的な問題としては家庭にあつて児童の扶養に専念できるような経済的保障の問題が伏在しているといわなければならない。

次に社会保障制度における児童手当制度の比重についてみることとしたい。このため主要国における社会保障費支出のうちで児童手当関係が占める比率をみると第3-17表のとおりである。

第3-17表 社会保障支出に対する児童手当の比重

第3-17表 社会保障支出に対する児童手当の 比重

(1957年)

(単位:%)

	社会保障費支出中児童手 当関係費の占める割合
オーストラリア	13.4
オーストリア	9. 1
ベルギー	15.4
カナダ	19.4
フランス	26. 1
ドイツ	1.4
イタリア	20.7
オランダ	14.3
ポルトガル	15.7
スエーデン	8.7
イギリス	6. 1
ニユージーランド	17.0
ノルウエー	6. 4

資料:ILO [The Cost of Social Security (1961)]に よる。

(注)ドイツの表中の数字は無拠出制児童手当制度の数字であるが、ドイツは1961年から拠出制児童手当制度を設けた。

国民所得に対する割合としては,たとえばフランスでは5%程度,イタリアでは3%程度に達しており,わが国と対比してみるとフランスはわが国の全社会保障費相当を児童手当に回していることになるし,イタリアではおおむねわが国の医療保障(一部負担は含まない。)程度を児童手当に充てていることとなる。

社会保障費および国民所得に占める児童手当費の割合は逐年漸増しているようであつて,1961年のISSA総会にも常任専門家会議がこのことを指摘している。

1961年現在で児童手当制度をもつている国は世界で約60であるが,そのうち約1/4は全国民をカバーしており,残りは労働者に対するものであるが,自営業者に対する制度をももつている国も若干ある。労働者に対する制度をもつている国では,一時的または永久的労務不能により,社会保険の給付を受けるようになつても,児童手当制度かまたは社会保険制度によつて同様の給付を行なつている。

支給する児童については約3/4の国が第一子から支給している。残りの約1/4の大部分は第二子からである。

財源調達方法としては,全国民を対象とする制度はおおむね一般会計負担であるが,労働者を対象とする制度は事業主の負担を中心としている。自営業者に対するものは,本人の拠出のほか国庫負担も大きい。

給付額は各児童について均一な給付を行なうものが最も多く1/2強であるが,高年齢または後順位の子ほど高くする国もある。

児童手当支給年齢は通常14歳ないし18歳までであるが,職業訓練中または全日制教育を受けているとき,または労働能力がないときは一定年齢までまたは無期限に延長している国が大部分である。

全国民を対象とする代表的な国にイギリス,オーストラリア,ニユージランドなどがあり,労働者を中心とする制度(ほかに自営業者などに対る制度をもあわせてもつものもあるが)をもつている国にはフランス,ベルギー,イタリア,西ドイツなどがある。

厚生白書(昭和37年度版)

3 児童手当制度

わが国における児童手当制度創設の意義

今日の日本の社会経済情勢の中で,児童手当制度を考える場合どのような意味をもつであろうか。一つはいわゆる年功序列型といわれる賃金体系との関連である。所得倍増計画において「年功序列型賃金体系を是正するため」としているが,この日本の特徴は大企業には顕著であるが,中小零細企業においては必ずしもそれほど明瞭ではない。年功序列型賃金については,前にも述べたとおり,子供の数および扶養経費の増大に対応するという社会的機能を果たしていたとみられるが,これを漸次職務給に切り替えていく場合において,従前の社会的機能を別の社会保障制度で補う必要があるほか,年功序列的傾向を示さないかまたはその傾向の少ない中小零細企業従業員および女子労働者については当面の問題として児童手当制度採用の意味があるであろう。

さらにこのことは中高年齢労働者の就職難の打開との関連も大きい。中高年齢労働者にとつて,家族の扶養責任を果たし得るような賃金を求めることは当然であろうが,事業主としては扶養責任のない身軽な若年労働力を求めることも経済法則のやむをえない貫徹である。ここに求人難でありながら就職難という現象が現われ,やむをえず零細企業に就職せざるをえない中高年齢労働者は家庭の維持が困難となり,低賃金多就業という悪循環を生み出すこととなる。

一方中小零細企業としても労賃コストが漸次上昇することとなる。児童手当制度が採用されれば,事業主の立場からはこれらの負担は全産業に平均化され,中小企業としても中高年齢労働者を採用しやすくなり,中高年齢労働者が就職しやすいこととなろう。今後経済構造の変遷による中高年齢労働者の転業などの問題は大きくなるものと考えられるし,特に昭和40年以降の若年労働力の急激な収縮は企業側,特に零細企業にも大きな衝撃を与えると見込まれるので,この時期に備えて検討を進めなければならない。以上の説明は農民にもあてはまることとなろう。中高年齢農民の転業対策を考えなければ構造政策も展開をとげることは困難である。

第二の観点としては,人間能力の開発または人口資質の向上対策との関連である。最近の急速な経済発展に伴う技術者や優秀な労働力の不足は,人間の問題に改めて世人の関心を向けたし,世界的にも後進国開発の面で最も不足しているのは,結局人間の問題であるとして,明治維新期におけるわが国の義務教育制の採用が注目されるに至つている。特に出生率が西欧の最低水準に接近するようになり,若年労働力がいつそう不足しようとしている今日,人間能力開発は国家発展の基礎であつて児童手当制度のもつ意義は大きい。児童手当制度の採用は,今日の時期において事業主にとつても国庫にとつても相当な負担を意味するが,慎重な調査研究を経た後大きな決断をすべき時機は迫つているように思われる。